

議案第45号 小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
 条例について

《改正の趣旨》

関係法令の改正に伴う所要の改正を行うもの。

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松島市条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>改正</p>